

今年度の学校内外のきまりについて

今年度の学校内外の決まりについてお知らせします。このきまりをもとに学校でも児童に啓発・指導を行っていきますので、ご家庭でもご確認をお願いします。

～学校の中のきまり～

1. 登校したら学校の外に出ない。(忘れ物も取りに帰らない)

⇒学校の中に入ったら、下校時刻まで子どもだけで外に出ることはありません。早退などの場合は保護者の方のお迎えをお願いします。

2. 廊下や階段では、走ったり遊んだりせず、右側を歩く。

⇒廊下や階段は移動する場所であり、遊ぶ場所ではありません。

廊下や階段で走ったり遊んだりすると危険です。

3. 特別教室・空き教室・体育館・北校舎で遊ばない。

⇒北校舎は特別教室が多く、教員も少ないので目が行き届かず、危険です。

4. ボールを打つ遊び(野球等)は 休み時間にはしない。

⇒ボールを打つ遊びは(野球等)は、球の速度が速く、人に当たると危ないです。

5. 雨の日や外で遊べない日は教室で静かに過ごす。(トランプ等)

⇒学校で用意しているカードゲームは教室で使用することは大丈夫です。個人で持ってくることなく、学校で用意された物を使いましょう。

6. 学習に関係のないものは持ってこない。

例) キーホルダー・友だちへのプレゼント・お金・シャープペンシル等

⇒学習の妨げになります。もし、持ってきていて紛失や破損した場合、学校としての対応は行いません。

～学校の外のきまり～

生活指導部会

1. 決められた通学路を守る。

⇒通学路は安全を確保された道路として茨木市と学校で決めています。通学路以外は危ない場所もあり、危険です。また、通学路以外での事故や負傷については、日本スポーツ振興センターの災害共済保険の対象となりません。

2. 一度家に帰ったら、子どもだけで学校に忘れ物を取りに来ない。

※どうしても取りに来るときはお家の人の許可をもらう。

⇒下校後に来校した時の事故や負傷については、日本スポーツ振興センターの災害共済保険の対象となりません。保護者の責任で児童だけで取りに来る際は、事前に学校へ保護者から電話連絡をお願いします。連絡がない場合、児童に忘れ物は渡しませんので、ご了承下さい。

3. 校区外に出るときは、大人の人といっしょに行く。

※どうしても行かなければいけない時はお家の人の許可をもらう。

(行き先・帰る時間・だれと行くかをお家の人に必ず伝える。)

⇒知らない場所で知らない人との接点ができる危険が高まります。

4. 危険な場所で遊ばない。(用水路・川・池・駐車場・道路など)

⇒用水路や川などは危険が多く、遊ぶ場所ではありません。

5. 決められた場所以外でボール遊びをしない。

⇒校区内でボールが使えるのは春日神社のみです。

6. お金の貸し借りや、おごったり、おごられたりしない。

⇒児童同士のお金のやり取りはトラブルにつながります。お子様のお金の管理について気にかけていただき、把握するようにしてください。